

諸外国の到達目標の設定状況について

【イギリス】

< 義務教育体系 >

義務教育期間：5歳から16歳までの11年間

学校体系

- ・初等教育：通常6年制の初等学校
- ・中等教育：通常11歳から始まり、多くの生徒が総合制中等学校に在学（5年）

< 教育課程 >

教育課程の基準

- ・国が「全国共通カリキュラム」を設定
- ・「全国共通カリキュラム」は教師が指導する学習内容を規定する「学習プログラム」と児童生徒の期待される到達度の基準である「到達目標」の枠組みで構成。

「学習プログラム」は、学年で内容が規定されておらず、第1主段階（Key Stage 1）～第4主段階（Key Stage 4）までの4つの段階ごとに学校で教えるべき教育内容を規定。

	年齢	学年
「第1主段階」:	5～7歳	1・2学年
「第2主段階」:	7～11歳	3～6学年
「第3主段階」:	11～14歳	7～9学年
「第4主段階」:	14～16歳	10・11学年

「到達目標」は、例えば、数学では9段階に分けており、大部分の児童生徒が取り組めると期待される水準の範囲と到達することを期待される水準を定めている。

	取り組めると期待される水準	到達することが期待される水準
「第1主段階」:	レベル1～3	レベル2
「第2主段階」:	レベル2～5	レベル4
「第3主段階」:	レベル3～7	レベル5 / 6

< 評価 >

各学校における児童生徒の評価は、全国共通カリキュラムに示されている「到達目標」の8段階の記述に沿う絶対評価により行う。教員は全国テストの結果や校内テスト、課題の提出など平常の学習状況などを参考にして評価を行う。

第1～第3主段階の終わりに、英語と数学、科学（第1主段階を除く）の全国テストが実施され、各主段階で履修されるべき教育内容についての実現状況と児童生徒の到達水準が客観的に測定される。（ただし、ウェールズでは、2005年～2007年にかけてテストを段階的に学校選択とする予定）

第4主段階については、大多数の生徒が国家的な資格試験（GCSE（中等教育一般修了資格）一般職業国家資格）を受験し、その結果から全国的な到達水準が評価できる。

イギリスにおける到達目標の示し方

年齢	学年	主段階 (Key Stage)	到達目標 (Attainment Targets)	
16	第11学年	第4 主段階 (K4)	(例外的レベル)	K4には、到達目標のレベルは適用されない。
15	第10学年		(レベル8)	
14	第9学年	第3 主段階 (K3)	(レベル7)	
13	第8学年		レベル6 (K3で到達することが期待される水準)	
12	第7学年		レベル5	
11	第6学年	第2 主段階 (K2)	レベル4 (K2で到達することが期待される水準)	K3で取り組めると期待される水準
10	第5学年		レベル3	
9	第4学年		レベル4	
8	第3学年		レベル3	
7	第2学年	第1 主段階 (K1)	レベル2 (K1で到達することが期待される水準)	K2で取り組めると期待される水準
6	第1学年		レベル1	
5			レベル1	

K1で取り組めると期待される水準

【ドイツ(ノルトライン・ヴェストファーレン州)】

<義務教育体系>

義務教育期間：6歳から15歳までの9年間(一部州又は都市では10年)

学校体系

- ・全ての児童が学ぶ基礎学校は初等教育第4学年まで
- ・その後は、以下の4種類の学校種がある。
 - 「ハウプトシューレ」 初等中等教育通算第9学年で修了。(義務教育修了まで。義務教育を10年としているところでは第10学年で修了。)卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として就学。
 - 「レアールシューレ(実科学校)」 初等中等教育通算第10学年で修了。その後職業専門学校、職業専門大学への道が開かれている。
 - 「ギムナジウム」 初等中等教育通算第13学年修了。大学入学資格を得られる。かつては5%程度であったが、現在では約3割を占める。
 - 「ゲザンプシューレ(総合制学校)」 前3者の性格をすべて有している学校。ゲザンプシューレは、30年前から始まった制度。当時は、すべての学校種をゲザンプシューレにしようとする動きがあり、まずモデル校で実施した。結局、学校種は現行のままが良いという意見が強く、1980(昭和55)年に各自治体に任せることになった。

<教育課程>

2002年に各州文部大臣会議によって、初等教育修了(第4学年)、観察指導段階修了(初等中等教育通算第6学年)、中級修了資格(同第10学年)について、共通の到達目標「教育スタンダード」を設定することが決定された。

教育課程の基準

- ・各州が学習指導要領を設定
- ・学習指導要領では、教員が教える際の指導基準としての内容を示してきたが、現在、各州共通の「教育スタンダード」を踏まえ、学習指導要領をインプット重視(指導内容)からアウトプット重視(到達評価)へ見直しを行っており、指導基準としての内容を減らして、児童生徒の評価規準としての内容を増やすようにしている。

<評価>

各学校における評価は、学校制度の基本的枠組みを定めた各州間の協定(ハンブルク協定)において定められた6段階による絶対評価により行う。教員は、筆記試験の成績、授業中の発言、実技について、教育課程の基準に示された水準の達成度で評価を行う。

ノルトライン・ヴェストファーレン州では、2004年から、第4学年と第9学年の全員を対象にドイツ語、数学について学習成果の評価を行う(この他、英語について、2005年から第9学年を対象に実施予定)。結果は学校には提供するが、一般には公表しない予定。

【フランス】

<義務教育体系>

義務教育期間：6歳から16歳までの10年間

通常、後期中等教育の第1学年で終了するが、留年などの理由で義務教育修了の教育水準に達していると認められない生徒については、この水準に到達するための学習を継続するための就学延長が保障される。

学校体系

- ・初等教育：小学校（5年）
- ・中等教育：前期中等教育（4年：コレージュ）、後期中等教育（3年：リセ、2～4年：職業リセ）

<教育課程>

教育課程の基準

- ・国が法令により学習指導要領を設定
- ・学習指導要領では、学校段階ごとの教育課程の基準として、指導すべき教科名とその配当時間、各教科の教育目標や内容を示している。各学校では、この学習指導要領に従って教育課程を編成している。

<評価>

全国的な評価方法・基準は設けられていない。各学校では、一般的に絶対評価による評価が行われているが、各学期の成績の表記方法は学校により異なり、得点や5段階で表記されている。

小学校、コレージュ、リセのいずれにおいても、各学校の学習評価に基づく進級の可否の審査が定期的（小学校では各学習期（基礎学習期：1、2学年、深化学習期：3～5学年）、コレージュとリセでは学年毎）に行われており、この審査において学力不足と判断された生徒は留年となる（留年経験者は小学校の最終段階で約2割、コレージュの最終段階で約4割）。

リセの3年間の課程を終えた後、毎年全国一斉に実施されるバカロレア資格試験に合格しなければ、高等教育入学資格を得られない。

【アメリカ】

<義務教育体系>

義務教育期間：開始年齢や期間等が州ごとに異なっている

学校体系：学区により異なっており、大別すると 5(4) - 3(4) - 4年制
6 - 3(2) - 3(4)年制、 8 - 4年制、 6 - 6年制

<教育課程>

教育課程の基準

- ・教育課程の基準については州又は学区の専管事項（教育課程に関する全国的、統一的基準は存在しない）
- ・1990年代以降、連邦政府の補助により各教科の専門団体などによって、全国的な教育スタンダードが開発されており、各州はこれらをモデルとして州ごとの「教育スタンダード」を作成している。

多くの州では、州法の中で指導教科やその主な内容を規定しているが、最近ではほとんどの州で各教科の指導内容や知識・技能に関する到達水準等を示した「教育スタンダード」(英語、数学、理科、社会)の開発・策定が進められている。

「教育スタンダード」は各学区の教育課程を定める際の最低基準又はモデルとして位置付けられており、内容・学年区分等は州によって多様であり、教育内容や到達目標も州によって大まかなところもあれば、細かく規定しているところもある。また、「教育スタンダード」では、各教科目の授業時間数は規定されていない。

<評価>

各学校で行われている評価は、一般的に、絶対評価により行う。学区の定める評価基準により、テストの得点や課題の提出などの日常の学習状況等を参考にして教員が行う。

「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法 (No Child Left Behind Act)」(2001年)により、多くの州で「教育スタンダード」に準拠した州統一の学力テストを実施し、各公立学校の教育成果を明らかにするようになっている。

【韓国】

<義務教育体系>

義務教育期間：6歳から15歳までの9年間

学校体系

- ・初等教育：初等学校（6年）
- ・中等教育：前期中等教育は中学校（3年）、後期中等教育は高等学校（3年）

<教育課程>

教育課程の基準

- ・国が教育課程を設定
- ・第7次教育課程（2000年度から実施）では、第1から第12学年の全てで、各教科を「1性格」、「2目標」、「3内容」、「4教授・学習方法」、「5評価」の5項目により構成。

第1から第10学年までは「国民共通基本教育課程」として目標と内容を学年別に示しており、いくつかの教科については「水準別教育課程」を編成している。

（水準別教育課程）

- ・段階型・・・学習内容を難易度によって段階に区別し、各段階のおわりには生徒の習熟の程度（基準は各学校で設定）によって次の段階に進むか否かを定める。習熟の程度が十分でない場合には、学校の裁量時間等を利用して、重点的な指導を実施する。
数学（1年～10年） 英語（7年～10年）
- ・深化・補充型・・・生徒の能力によって学習の量や程度を異にする教育課程を編成し、基本課程の習熟基準への到達者は「深化学習」、未到達者は「補充学習」を実施。
国語（1年～10年） 社会及び科学（3年～10年） 英語（3年～6年）
- ・科目選択型・・・生徒の能力、関心を反映した多用な選択科目を開設し、生徒は進路等にあう科目を選択し、自分の教育課程を構成。
全科目（11、12学年）

教育課程の目標と内容の示し方は、児童・生徒中心の「～ができる」のように、行動中心の表現を使う。

（例）

「必要条件、十分条件」（第6次教育課程）

「必要条件と十分条件を理解し、それをもとめることができる」（第7次教育課程）

<評価>

初等学校においては、文章で記載することとされているが、中学校及び高等学校では教科ごとに到達度別5段階で絶対評価を行う。

「国民共通基本教育課程」の「5評価」の欄に評価の目標を明確に位置づけ、教授・学習過程で診断・形成・総括評価を実施し、その結果を教授・学習方法の改善に活用するように強調している。